

地域生活定着促進事業に関する基礎知識① 「刑事司法」

令和5年度地域生活定着支援人材養成研修
初任職員研修
2023年

森久智江(立命館大学法学部)
cmory@fc.ritsumeai.ac.jp

本科目の メニュー。

- I. 刑事司法とは？
- II. 刑事司法手続はなぜ厳しい法律によって規定されているのか？
そこで重要な価値とは？
- III. その刑事司法手続において福祉職はどのような強みを持つのか？

小難しいので、言い直すと、

- I. 「刑事司法」って何のためにあるの？
- II. 「刑事司法」で大事なことって何？
- III. 福祉職は「刑事司法」で何を求められているの？

…という話を、ざっくりします。

Xさん(29歳)は、運輸業で勤務していたが、ある時、不慮の事故で仕事を辞めざるを得なくなり、ケガのこともあって、思うように動けないXさんは、次の仕事を見つけられないまま、生活費のために借金をせざるを得なくなった。しかしそれも利子が支払えなくなり、追い詰められたXさんが、高校時代の先輩Yさんに相談したところ、一緒にYさんの元職場のK建設会社の金庫を盗みに入ろう、と誘われた。

X・Yさんは、深夜、K社の事務所に侵入し、金庫を盗み出すことに成功した。しかし、2人が事務所から出たところでK社社員のVさんに見つかったため、走って出てきたYさんから「X！金庫をもって先に逃げろ！」と言って金庫を渡され、Xさんは慌てて現場を後にした。

とあるXさんの事件。(1)

その3日後、Xさん宅に警察官Pがやってきて、「K社事務所への住居侵入・窃盗及びV殺人の被疑事実で逮捕状(①)が出ている」と言われ、Xさんは逮捕された。

警察の取調べでは、Pから「YがXとともにVを殺したと言っている。Vを殴った凶器からもお前の指紋が出てるんだ」と言われ、自白を迫られた(②)。Xさんは、K社への侵入と窃盗については認めたが、Vを殺してはいないということを一貫して主張した。しかし結局、Yさんとともに住居侵入・窃盗及びV殺人罪で起訴(③)されてしまった。

裁判では、Xさんの弁護人Aさんが防犯カメラと目撃者の証言を証拠提出し、XさんがYさんよりも早い時間にK社から立ち去っていたことを証明した結果、Xさんは住居侵入・窃盗罪でのみ有罪(懲役1年6月)(④)となった。

とあるXさんの事件。(2)

窃盗罪で有罪判決を受けたXさんは、1年2月間刑務所に服役(⑤)した後、仮釈放され、保護観察を受けながら(⑥)、更生保護施設に入所(⑦)し、6か月間、建設業者で働きながら自立のための資金を貯め、一人で生活するようになった。K社に対しては、まだ被害弁償はできていないが、少しずつ送金をしている。

裁判の際、Xさんは、不仲でしばらく連絡を取っていなかったひとり親である母親(60歳)とも再会し、服役中も手紙のやり取りをしていた。出所後は、母親にも時々会いに行っては、少しずつ、以前は話せなかったことも話せるようになりつつあった。

とあるXさんの事件。(3)

刑事司法(広義)とは？

刑事司法(狭義): 捜査や公判(刑事裁判)

...広義の刑事司法全体のごく一部でしかない

①②: 捜査

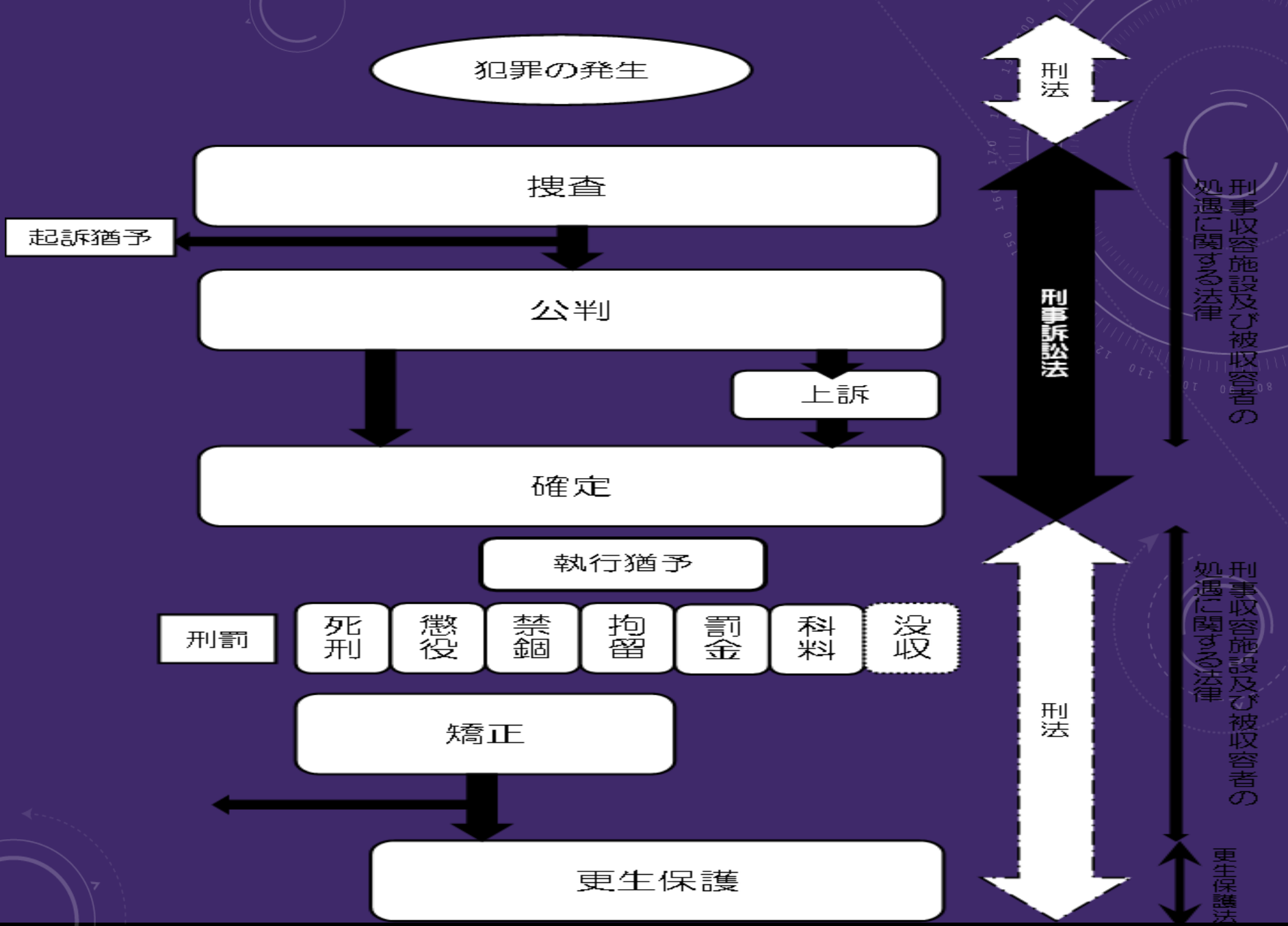
③: 起訴(検察官にしかできない裁判の契機)

④: 公判(刑事裁判)

⑤: 施設内処遇(=矯正)

⑥⑦: 社会内処遇(=保護)

←これらを全部合わせて刑事司法(広義)



なぜ、刑事司法は法律で
細かく、厳しく
定められているのか？

刑事司法で扱われるのは
人であり、
また、それを動かすのも
人だから。



たとえば、
Xさんの
事件で...

①「殺人」については、身に覚えがないのに逮捕されている

②しかし、取調べで自白を迫られている

③そして、自白はしていない中で「殺人」の罪でも起訴されている

👉 このままXさんが殺人罪でも有罪にされてしまったら？

※障がいのある人のえん罪事件例：湖東病院事件

間違っって誰かを罰しないために。

憲法31条～40条…全て、刑事司法に関することを規定（憲法全体の約1割を占めている）

←何故、憲法はこれほど多くの規定によって、刑事手続における人権を定めているのか？

∴ 刑罰：死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料（+没収）

…人の生命、自由、財産を奪う、法において最も厳しい手段

+ 刑事手続自体も、人権侵害がなされやすい手続

⇒ 捜査や刑罰が国家によって好きなように行われ、国民の生命・自由・財産を侵害されることがあってはならない！

刑事司法の大原則： 適正手続主義（憲法31条）

「法定の手続の保障」（憲31）

←ここでいう「手続」とは

...具体的な刑事手続

+手続を規定する法律の内容

⇒この両方が「適正」でなければならない！

※それでは、憲法の言う「適正手続」はどのように具体化されているのか？

適正手続主義を具体化
している2つの考え方

罪刑法定主義

と

無罪推定原則

- 罪刑法定主義：何が「犯罪」なのか、「犯罪」を犯したらどのような「刑罰」が科されるかはあらかじめ法律に定められていなければならない。
- 無罪推定原則：検察官が主張する犯罪事実について、合理的疑いを超えて証明されない限り、被告人は無罪とされなければならない。

罪刑法定主義

●何が「犯罪」か、それを行った場合の「刑罰」は何かをあらかじめ国民に知らせなければならない

←「何ができるのか」を知っているから自由でいられるという、自由主義の要請

●ルールは民主的な方法(国会での議論)によって決められなければならない

←「自分たちのルールは自分たちで決める」という、民主主義の要請

●事件が起こってから、処罰するために後から法律を作って処罰してはならない

←「後出しされると自由になれないので困る」という、遡及処罰の禁止

*「合理的疑い」: 普通の理解力のある人が疑問を持ち得ること

∴ 刑事裁判における検察官の挙証責任: 裁判で犯罪の事実があったことを証明しなければならない責任は、検察官にある

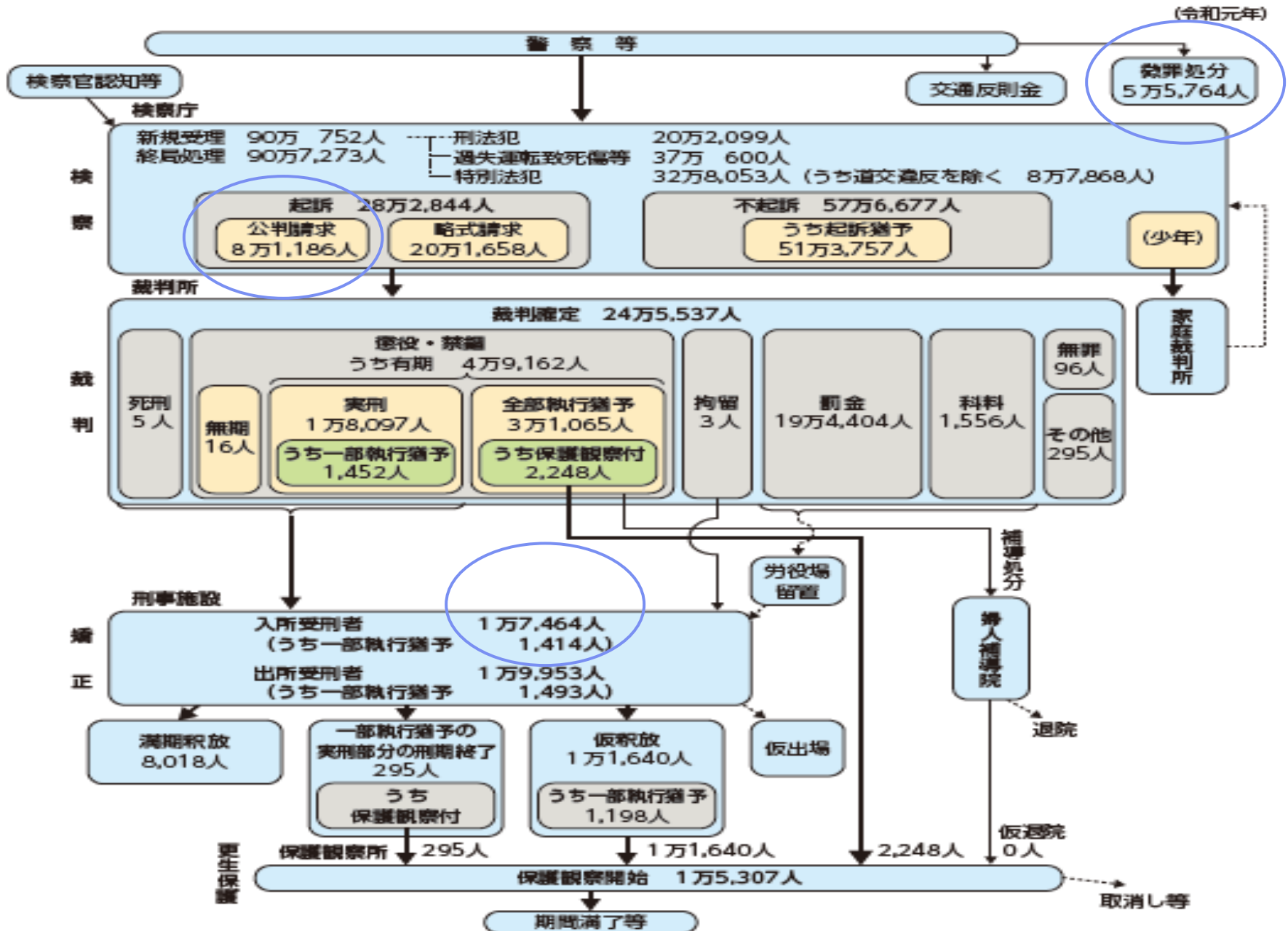
無罪推定原則

＝被告人は無罪の証明をする必要はない

「疑わしきは、被告人の利益に」

「百人の罪人を放免すると、一人の無辜を罰するな」

2-1-1 犯罪者処遇の概要



日本の刑事司法(狭義)

←実は認知された全事件のごく一部だけが扱われる場

一度起訴されると、ほぼ有罪になる

=「すべての刑事裁判は有罪である」との前提に立ちやすい

- 警察による微罪処分

- 検察による不起訴・起訴猶予処分

…これらによりほとんどの事件は捜査段階で終結

刑事裁判(起訴)＝有罪、 で大丈夫??

- 捜査段階では、最大23日間、身柄を警察留置場(代用監獄)に拘束、自白を迫られることも
- 捜査段階では、有罪方向の証拠のみが固められがち

⇔そもそも人間は間違える生き物
＋特に、「正義感」にかられるほど、
わかりやすい・素早い解決を求めやすい

👉どんな事件であっても、適正に集められた証拠によって、適正に事実認定が行われることが重要！

事実認定に争いがないうちの量刑については？

- 目の前に犯罪被害者がいる場合も
- 目の前の被告人(犯罪をした人)には、何らかの「問題(ex. 薬物依存や犯罪歴など、次の犯罪につながるかもしれないような問題)」がある場合も



できるだけ重い刑罰(=長い刑務所収容)や、その刑罰の中での強制的処遇(ex. 特定の犯罪類型のための処遇プログラムの実施等)を求める声につながりやすい

警察、検察、裁判所
いずれにおいても...

今後の社会生活の見通しが立つことは
処分や量刑判断において非常に重要な判断要素

EX. 検察による不起訴・起訴猶予判断

...「再犯防止」のための「刑事政策的考慮」として、被害弁償の有無、引受人の有無、今後の支援者の存在等が考慮される

＋弁護士からも、刑事司法手続から離脱させるため、情状弁護のために、支援の調整や「更生支援計画書」等を求められることも

しかし...

福祉職による支援は何のため？

もし仮に「再犯防止」や「情状弁護」のためだけに福祉的支援を構想してしまうと...

- 計画も実際の支援も、本人のニーズではなく、社会のニーズに寄り添うものに
- さらに、もし実際の支援で何か問題が生じた場合、福祉が「再犯防止」の失敗に対する責任を取ることにもなりかねない

☞ 本人を中心においた視点を持つことこそ、福祉の強み

社会福祉の 使命とは...

×再犯防止

○クライアントの生活の質の
向上

←そのための支援提供

そもそも
刑務所に
入りやすい
人々は...

- 事件の軽重にかかわらず、
 - 高齢だったり、なんらかの障がいがあったり、
 - 家族・社会関係が切れていて、
 - 生活状況が不安定
＝社会では「生きづらい」人々
- ☞ 出会いの場がたまたま刑事司法であっただけのいちクライアントに、みなさんはどのように支援を行うことができるのか？